

# 机上の空論 - 国民保護計画

## 総括質疑での論戦から ～ その2

.....  
3月1日に行った総括質疑のもう一つの質問、国民保護計画についての論戦の要旨を掲載します。詳細は、HPをご覧ください。  
.....

### 計画が先、順序が逆です

まず、国民保護対策本部をつくるということ  
で、その条例が今回出されました。ところが法律は、「国民保護計画により設置される」ということになっていきます。ところが、まだ上越市にはこの国民保護計画がありません。これからつくるわけです。保護計画がないのに、対策本部を先につくるといふことはいったいどういうことなのかということでありませぬ。なぜこういう逆のやり方をされるのか、お聞きをしたいと思います。

### どんな武力攻撃事態が想定されるか

国民保護計画によって対策本部が何をやるかが決まってくるわけですから、どんな国民保護計画をつくるか、これが大問題になってくるわけです。それで二つ目の質問として、上越市の計画ではどのような武力攻撃事態が想定されるのか、お聞きをしたいと思います。

#### 武力攻撃

事態法の国会での審議で、当時の防衛庁長官は、「今日本に外国から直接武力攻撃を受ける恐れがあるのか」と聞かれて、「当面それはありません」と、国会で堂々と答えておられます。先ほどの議論の中で、市長は、「高田に自衛隊の基地があつて攻撃される恐れが大きい」といふことを言われましたが、当時の防衛庁長官は、「ここ当分の間は攻撃される恐れはありません」と言っているわけです。



### 米国の先制攻撃で戦争に

じゃあどういふことが現実想定されるのかという議論の中では、今世界ではアメリカだけが、先制攻撃をすつていふています。ブッシュ大統領

日本共産党上越市議会議員杉本敏宏の

## 市政レポート

2006年3月19日 100  
発行 杉本敏宏事務所  
上越市東本町5丁目1番38号  
TEL 025(524)3787 FAX 025(524)3832

ようやく100号を迎えることができました。

2000年5月14日に「議会だより」として第1号を発行し、2002年8月25日の11号から「市政レポート」に改題しました。読者の皆様のご支援に支えられてここまで来ました。引き続きのご支援をお願いします。

領の時代になってからたいへん強くなりまし  
た。アメリカが先制攻撃をする、そうすると  
周辺事態法が発動されて自衛隊が外国へ出て  
行く。その自衛隊が、相手側から攻撃を受け  
たとき、「わが国が攻撃された。武力攻撃事態  
になった」というのが、現実起こりうるもつ  
とも可能性のある事態だと、国会で説明され  
ています。

その時に上越は何するかというのが、国民  
保護計画の中身になります。具体的に、どん  
な武力攻撃の事態が想定され、どんな保護計  
画を考えているのか。その保護計画の中で、  
対策本部はどんな役割を果たすのか、この点  
についてお聞きをしたいと思います。

## 【市長答弁】

国民保護法をはじめとする有事法制は、国



民を守るべき立場にある行政機関が、それぞれの責務や法に定められた役

割分担により必要な措置を迅速かつ確実に実  
施するなど、万全の備えをするために整備さ  
れた法律であり、この条例案や、今後、作成  
する国民保護計画も、内外の諸事情を反映し  
た法制度であることをご理解いただきたいと  
存じます。

### 【計画より先でも問題ない】

国民保護対策本部は、武力攻撃事態の発生  
が予想され、もしくは発生した場合に、内閣  
の通知を受け市町村が義務的に設置する組織  
で、市町村の判断が入る余地はないものです。

法第27条は、市町村が対策本部を実際に  
設置する場合の場所や招集方法を保護計画  
に規定することを想定したものであります。  
内閣の通知を受けた場合、「直ちに」設置で  
きるよう、法に定めのない部分を補完する条  
例を事前に準備するものであります。

### 【対策本部のやることは】

国民保護対策本部は、内閣の通知を受けて、  
住民避難が円滑に行えるよう関係機関等と、  
情報の伝達、避難誘導に際しての総合調整を  
行うこととなります。

当市における武力攻撃事態等としては、海  
岸線を有すること、重要港湾直江津港がある  
こと、高速道路や鉄道の結節点であることな  
どの地域特性を考慮すれば、「国民の保護に



関する基本指針」において示されている8類  
型の事態(主に外部からの武力攻撃としての4  
つの類型と、武力攻撃に準じる緊急に対応が  
必要な場合の4つの類型)を想定すべきものと  
考えております。

### 【保護計画の内容】

市町村の国民保護計画は、避難や救援の実  
施に関する事項、生活安定や復旧に関する事  
項をはじめ、市町村の体制整備などについて  
定めることとされており。

それぞれの事態に対応する個別の保護計画  
は、自衛隊、警察、消防等、それぞれの分野  
における専門的な領域や、相互の連携・調整  
に関わることも多くあるので、当初の段階で  
は、国が示したモデル計画を参考に、県の保  
護計画との整合も図つた上で、協議会におけ  
る議論、検討を重ねながら作成作業を進める  
ことが基本ではないかと考えております。



いずれにしても、計画は、実効性が確保され、市民の皆さんに分りやすい内容となることが重要であります。また、国民保護協議会や、議会のお考えもお聞きした上で、対応してまいりたいと考えております。

### 【対策本部の役割】

武力攻撃事態等が発生した場合、国民保護対策本部は、住民避難を円滑に行うために必要な総合調整の役割を担うこととなります。具体的には、県が指示する避難経路や避難手段を市民に正確かつ迅速に伝えたり、避難誘導を行うため警察、消防等との協議・調整、バス会社等の運輸機関への車両確保の要請などを行います。

避難経路や避難手段についても国民保護対策本部として、二次被害、三次被害を生じないよう主体性を持って県と調整します。

## 【再質問】

### 【武力攻撃を災害扱い】

市長は県のパブリックコメントをご覧になりましたか。この中で「武力攻撃災害」と言っているんですね。武力で攻撃されて起きた事態が「災害」扱いなんです。



具体的に「この県民保護計画に定めのない事項については、災害等の状況に依じて県地域防災計画を適

宜準用する」。あるいは「原子力災害等については、県の地域防災計画の原子力災害編を準用する」。それから石油コンビナート等の地域に対しては、「県の石油コンビナート等防災計画等を準用して」ことにあたるとなっています。

### 【災害対策で対応できる】

これは、国民保護計画という形や名前の計画を必ずしもつくらなくても良いということです。上越市の地域防災計画を充実させてその中で、「こういった場合にどう対応するか」ということをきちっと書き込めば、それでも済む話です。そういう中で、わが上越市でなぜ特別の計画としてつくらなければならないのか、その点で市長のお考えを聞かせていただきたいと思うんです。

### 【具体的な県の計画の中身は】

この県の計画を見ますと、いろんな問題が

たくさん出てきます。

たとえば県が「避難しなければならない事態だ」というふうに認定したとき、それを市民にどう知らせるか。配られた資料の中にもありますが、「サイレンを鳴らす」と、こうなっているんです。今の時代にですよ。この広い上越市にサイレンでこれをお知らせする。こういう計画になっています。

### 【佐渡からどう避難するか】

それから、たとえば、離島の話が出てきます。佐渡の話ですが、避難するのに「漁船やプレジャーボートは使ってはならない」と書いてあります。どうやって避難するのかですね。

### 【攻撃のさなかにバス手配】

上越市みたいな所の避難の問題では、バスを借り上げて、そこへ人乗せて運ぶとなっています。目の前で攻撃が起きているというそういう中で、

バス会社にバスの手配をしてバスを借りて、そしてどこかにバスを配車して、そこで人乗せて運



ぶという、こういう計画ですね。

### 【まさに机上の空論】

この武力攻撃事態法というものの自体が、現実に日本がほとんど攻撃を受けることがないという状態の中で立てている机上の計画なものですから、どうしてもそういう問題が出てくるのです。

そういう県の計画に整合性を持たせて上越市の国民保護計画をつくらなければならぬということになっている。そうすると、具体的にどんな計画がこの上越でつくられてくるのか。机上の空論に近いものが、できてくる可能性がありますね。

### 【直江津に敵が上陸したら】

たとえば直江津の海岸に敵が上陸したとして、それで避難をする、こういう計画を立てなければならぬです。その時に、どこを通って逃げるか、18号線を通って長野の方へ逃げる、21万の人たちが、車を使って、バスを使って、電車を使って、いつせいに動く。こういうことを犠牲を出さないで、いかにやるかというこういう計画を策定しなければならぬわけです。一方でそういう事態になると、向こうの方からは自衛隊が支援にこちらへ駆けつけてくるわけです。全部こうなるわけですね。

### 【大平原を想定しているのでは】

たとえばイラクの戦争なんかを見ていますと、大平原というか、どこを車が走ってもいいようなところで戦争がやられています。だけど日本はそうじゃないですね。だけど想定されているのは、ああいうところでの戦争が想定されているものだから、山あり谷ありで田んぼがあり沼地がありという、こういうところで道が1本か2本しかないようなこういう避難計画は、なかなかつくれない。

そういう状況の中で、わが上越市はどういう計画を立案するのか。八つの類型がある、これは解りました。でも具体的にどうするかが問われるわけです。その点で、もしお考えがあればお聞きしたいと思えます。

## 【再答弁】

### 【法にもとづき粛々とやる】

それから、大きな2点目の、国民保護計画についての県の計画は、災害対策上で盛られているので、市にとっても災害対策に加えるだけで、対応ができるのではないかと、いろいろな質問でございましたけれども、さまざまな議論があるのかと存じますけれども、法律

に基づき粛々と準備をしていくのが、地方公共団体の長としての責務でございますので、しっかりとそのことをやらせていただくということでございますので、そのようにご理解をいただきたいと思います。

### 【協議会で論議して】

それから避難の手段・経路等、さまざまなことを想定されながら指摘がございました。具体的なご指摘がございましたけれども、この協議会条例を制定させていただくのを承認いただいた後に、ただちにその協議会を設定しながら国民保護計画について、議員ご指摘のことについてもしっかりと議論しながら、法が求めている趣旨、あるいは市民生活の中で現実の面できちんと対応できる内容、そういうものに精査しながら進んでいかなければならないと、こう思っておりますので、参考にしなご十分に検討させていただきます。いただきたいとこう思っております。

